

2020年11月27日

三菱重工業株式会社

代表取締役社長

泉澤清次殿

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会
共同代表 高橋信、寺尾光身、中村紀子

申し入れ書

韓国大法院が元朝鮮女子勤労挺身隊員原告らの訴えを認め、貴社に対して賠償を命じる判決が確定してからすでに2年が過ぎ去ろうとしています。
この2年の間に金中坤、李東連の二人の原告が願いを果たせぬまま無念の死を遂げたのは痛恨の極みです。

貴社の不法行為を認めたのは、韓国の裁判所だけではありません。請求こそ棄却しましたが、日本の裁判所も貴社の勤労挺身隊被害者らに対する強制連行、強制労働の不法行為を認め、「個人の尊厳を否定し、正義、公平に著しく反する」不法行為であったと断罪していました。

この名古屋高等裁判所判決を受けて、私たちは、毎週金曜日に貴社の門前に立ち、元朝鮮女子勤労挺身隊員らの被害を救済するべく協議を持つことを求め続けて来ました。その回数もすでに500回を超えています。この間、私たちが求め続けたのは、一貫して原告らとの話し合いによる解決でした。

貴社も、原告らの敗訴が確定していたにもかかわらず、2010年から2012年にかけては、韓国の支援者や弁護士を含む、原告側との協議の場を設け、長時間にわたり、真摯に意見を交換しました。そこには、韓国併合100年の時期に、この問題を解決することが人道的な立場からも、貴社の国際的な立場からも望まれることであるとの貴社の判断があったものと思います。

残念ながら、この協議は決裂しました。原告敗訴が確定したにもかかわらず、原告らに対して何らかの措置を執ることに困難が伴ったことは容易に推察できません。

韓国の裁判所における原告らの勝訴確定は、かつて貴社が主張した「裁判所の判決により解決する」との方針によれば、貴社にとっても、むしろ解決の好機を提供するものというべきです。

日韓請求権協定に関する日本政府の頑なな姿勢や、巷間を支配しているように見える「嫌韓」の空気が、貴社が解決に踏み出す障害となっていることもまた、容易に推察されます。しかし、民間企業として独立した立場から日本の植民地支配の下で行った加害行為を直視することこそが、貴社の国際的立場を確立するとともに、戦後最悪とも言われる日韓関係の改善に向けた糸口となることも自明です。よって、私たちは貴社に対して次のとおり申し入れます。

12月10日までにご回答をいただきますよう、要請します。

記

- 1 本件の解決に向けて、韓国大法院判決をベースに原告及び原告弁護団らとの和解協議にすみやかに応じること
- 2 上記協議を準備するために早急に当会と協議の場を設けること

※追記

この申し入れは、貴社に赴いて直接、手渡す予定でしたが、コロナ感染者が急増している事態を受け、急遽、郵送により差し出すこととしました。差し出し方法の変更は、コロナ禍を超えて、貴社が本件を解決することを何としても見届けなければならない当会の一念によることを申し添えます。

《韓国最高裁判決2周年》

最高裁判決に従うのは、 三菱重工の義務です！

2018年10月30日、韓国大法院（最高裁判所）は、日本製鉄に強制動員された被害者（元徴用工）の損害賠償（慰謝料）請求裁判で、日本の朝鮮支配（侵略）による非人道的不法行為については日韓会談で合意に至らず、「原告の損害賠償請求権は、日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権である」ことを明らかにし、日韓条約（請求権協定）の効力の及ばない被害者の権利であるとして慰謝料請求を認めました。

2018年11月29日、韓国大法院(最高裁判所)は、三菱重工に「朝鮮女子勤労挺身隊」の被害者らと遺族に損害賠償(慰謝料)の支払いを命令しました。

日本の朝鮮支配は、軍事力と経済力を使った不当不法な強制占領です。三菱重工の反人道的不法行為とは「強制連行・強制労働」であり「人権侵害」です。法的にも道義的にも許されない無法状態の是正を求める韓国最高裁判決を無視する三菱重工には、差し押え資産の競売という法的措置で対応するより仕方ありません。

「被爆元徴用工」「朝鮮女子勤労挺身隊」問題は、未解決のまま残された課題です。

日韓請求権協定で解決されたのは、日本政府と韓国政府の問題で相互に外交保護権を放棄することによって解決としましたが、民間の個人の請求権は未解決のまま残され裁判にゆだねられました。「日韓請求権協定」で政府と民間を分けることに妥協点を見出した日本政府は、外交保護権と引き換えに賠償（補償）責任を民間企業に押し付け、一円の賠償金も補償金も支払っていません。

処事光明「フェアプレイ」って何だ！？

三菱創業150年を支えた三菱三綱領の処事光明（しょじこうめい）は「フェアプレイに徹する」と説明されています。裁判に勝訴した時は「勝った」と胸を張り、敗訴した時は沈黙し判決を無視するのが、三菱創業150年を支えた「フェアプレイ」なののでしょうか？金と力にものを言わせた政商三菱の身勝手な「フェアプレイ」が、日韓関係を悪化させています。

三菱重工は、日韓関係悪化の責任をとり「自主解決」を図れ！

三菱重工の”解決済み論”と”別会社論”は、既に破綻した論理で日本の裁判でも採用されませんでした。外交保護権を放棄した日本政府が、民間の民事裁判の結果に干渉することは許されません。「三菱創業150年」を標榜する三菱重工が、戦前戦後で別会社というのは実態を無視した言い訳に過ぎません。戦後最悪の日韓関係の原因は、三菱重工の最高裁判決無視にあります。

日鉄・重工の被害者は連帯団結して闘う！

10月30日の金曜日は、2年前に韓国最高裁が日本製鉄に元徴用工の損害賠償（慰謝料）の支払いを命令した日でした。日本製鉄と三菱重工の被害者を支援する団体は、共同して日鉄・重工の両社に最高裁判決の誠実な履行を要求して、それぞれの本社前で抗議行動を行いました。三菱重工は、これまで手交されていた要請書の受取りを「コロナ禍」を理由にして拒みましたが、「コロナ禍」を悪用する三菱重工の逃げ得を許す事はありません。



被害者は権利を行使する！資産売却へ一歩前進！

韓国最高裁の判決に従わない三菱重工に対し、原告（被害者）は三菱重工の韓国内資産（商標権2件、特許権6件）を差押え売却する手続きを

進めています。三菱重工には、資産売却について意を述べる機会が与えられましたが、韓国大田（テジョン）地裁からの審問書などの受取りを拒否していました。大田（テジョン）地裁は、正当な理由なく手続きの遅延をする三菱重工に、審問書など書類が通知されたと見なす「公示送達」の手続きを取り、その効力が11月10日午前0時に発生しました。さらに差し押さえ命令文（債券差し押さえ命令決定書の正本）も29日公示送達することを決め、効力は12月30日午前0時に発生します。「公示送達」は、そう珍しくはない手続きですが、三菱重工のような大企業が受けるのは、珍事と言うより異常でしょう。

光州（カンジュ）地裁、三菱重工と住石ホールディングスに文書提出命令！



強制動員の被害者と遺族が提訴した裁判では、被告側の三菱重工業と住石ホールディングスが裁判に出席せず、訴訟書類が本社に送達されたかどうかは長期間確認できませんでしたが、裁判所が被告に訴状が届いたと見なす「公示送達」の手続きを経て欠席裁判を行うと予告したところ、三菱と住石側はそれぞれ7月に代理人を選任しました。

審理で原告側は企業が保有する労働者の厚生年金記録などを裁判所に提出しなければならないと主張しましたが、被告側は住友石炭鉱業と住石ホールディングスは別の会社であり、関連する記録も持っていないと抗弁しました。しかし、強制動員に関する記録は、当時朝鮮を支配していた日本の政府（行政）と企業が占有していると言っても過言ではありません。三菱重工が被告の裁判と住石ホールディングスが被告の裁判は全く別々の裁判ですが、その主張と卑劣な裁判引き延ばしは軌を一にしていました。

第509回金曜行動（2020.11.27）名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会